

第 5 期熊本県障がい福祉計画 ・
第 1 期熊本県障がい児福祉計画
について

第1章 計画の概要

背景・趣旨、位置付け

・ 障害者総合支援法第89条第1項及び改正児童福祉法（平成30年4月1日施行）第33条の22第1項に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に行うことを目的として策定するもの。
・ 第5期熊本県障がい者計画（H27～32）のうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の確保に関する実施計画としての位置付け。

計画の期間

H30～32年度まで：3年間

計画の推進体制

PDCAサイクルにより、定期的に調査・分析・評価

第2章 計画の基本方針

基本理念

- (1) 自己決定と自己選択の尊重
(2) 身近な地域で必要とするサービスの確保
(3) 障がい者等の生活を地域全体で支え合う体制づくり
(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み
(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

基本的な考え方

- (1) 障害福祉サービスの提供体制の確保
(2) 相談支援の提供体制の確保
(3) 障がい児支援の提供体制の確保

障がい福祉圏域

10圏域

(二次保健医療圏域と同一)

第3章 障がい者等を取り巻く状況

- (1) 統計データ
① 人口の状況
② 障がい者等の状況
(2) 障がい当事者・家族団体からの意見聴取
(3) 障害福祉サービスの体系

第4章 成果目標と活動指標（平成32年度を目標年度とする成果目標を設定）

成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 地域生活移行者数の増加
施設入所者（2,956人/H28年度末）の**8%（237人）**が地域生活へ移行
(2) 施設入所者数の減少
施設入所者（2,956人/H28年度末）から**2%（60人）**が減少

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) H32年度末までに、全ての圏域ごとに精神障害者地域移行・地域定着推進協議会等、協議の場を設置
(2) 精神病床における1年以上長期入院患者数の減少
・ H32年度末の1年以上の長期入院患者数
（65歳以上） 3,113人（65歳未満） 1,273人
(3) 精神病床における早期退院率の上昇
・ H32年度における入院後3か月時点の退院率を **69%以上**
・ // 6か月時点の退院率を **84%以上**
・ // 1年時点の退院率を **90%以上**

3 地域生活支援拠点等の整備

H32年度末までに、**各圏域**に地域生活支援拠点等を少なくとも**1つ整備**することを基本に、各市町村及び各圏域における協議会等の議論も踏まえ、広域的な見地から必要な支援を行う。

4 福祉施設から一般就労への移行等

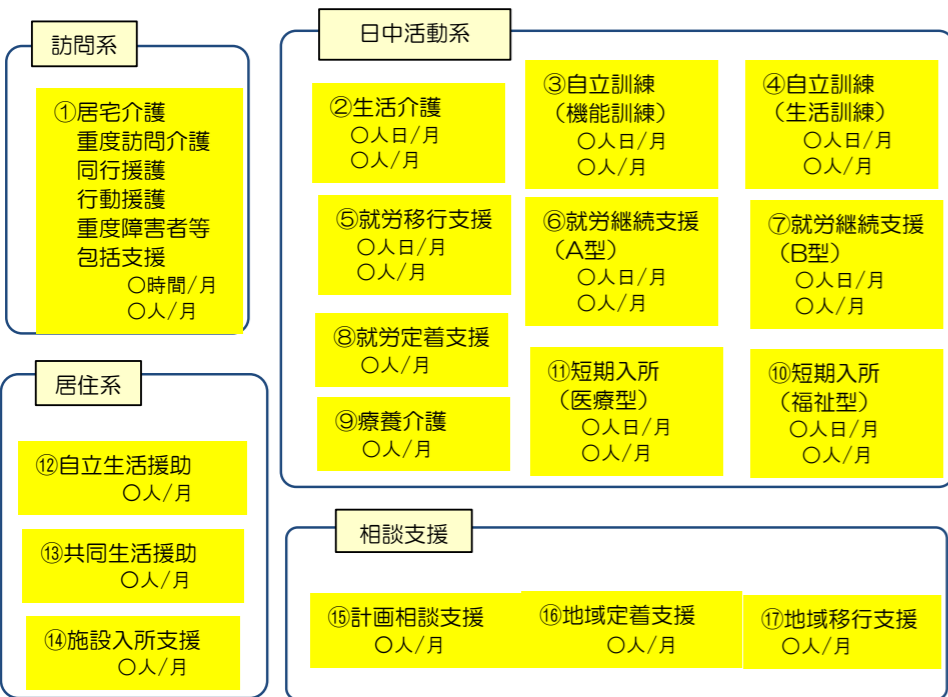
- (1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加
H28年度実績（230人）の**1.5倍**以上増加の**345人**
(2) 就労移行支援事業の利用者数の増加
H28年度末利用者数（404人）から**1.2倍**以上増加の**485人**
(3) 就労移行支援事業所の就労移行率の増加
就労移行率が3割以上の事業所を全体の**5割**以上増加
(4) 一般就労への定着
就労定着支援事業による支援開始時点から1年後の職場定着率を**80%**

5 障がい児支援の提供体制の整備等

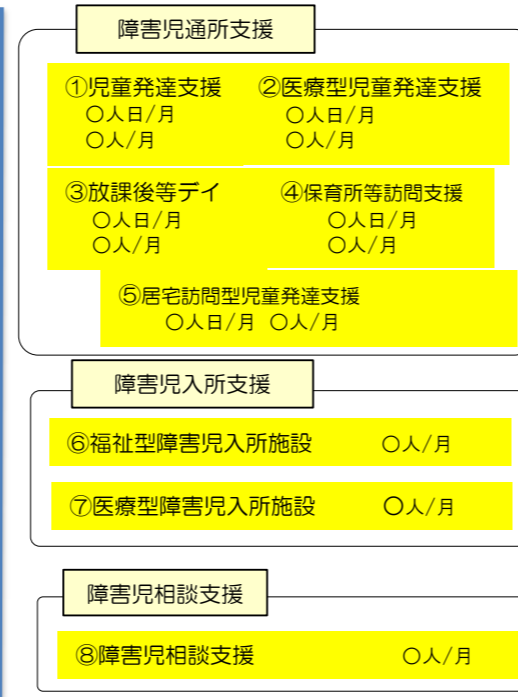
- (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
・ H32年度末までに児童発達支援センターを**圏域に少なくとも1ヶ所以上**設置
・ **全ての市町村**において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
(2) 重症心身障がい児支援
・ H32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を**各市町村に少なくとも1ヶ所以上**確保（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保）
(3) 医療的ケア児支援
・ H30年度末までに、**県、各圏域及び各市町村**において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための**協議の場を設置**（市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での圏域での設置）

第5章 障害福祉サービス及び指定通所支援等の必要な量の見込み及び確保方策

1 障害福祉サービス及び指定通所支援等の必要な量の見込み及び見込量確保のための方策



2 障害児支援等の必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策



活動指標

(1) 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 就労移行・継続支援事業利用者数のうち、一般就労者した者の数
② 職業訓練受講者数
③ 公共職業安定所への誘導者数
④ 障害者就業・生活支援センターへの誘導者数
⑤ 公共職業安定所支援をによる一般就労者数

(2) 発達障がい者等に対する支援

- ① 発達障害者支援地域協議会の開催数
② 発達障害者支援センターによる相談支援件数
③ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
④ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数

第6章 障害福祉サービス等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

サービスの提供を担う人材の確保及び資質の向上、サービスの質の向上のための取組みを推進
(1) サービスの提供に係る人材の育成 (2) 障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

第7章 地域生活支援事業の実施

障がい者等の自立した地域生活を支援するため、市町村が実施する地域生活支援事業に加えて、県においては、専門性の高い相談支援事業や広域的な支援が必要な事業等を実施

- (1) 専門性の高い相談支援事業
(2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
(4) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
(5) 広域的な支援事業
(6) サービス・相談支援者、指導者育成事業
(7) 任意事業

第8章 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

- (1) 障がい者等に対する虐待の防止
(2) 意思決定支援の促進
(3) 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
(4) 障がいを理由とする差別の解消の推進
(5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実